

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

No. 41

法令名	食品の製造販売行商等衛生条例
根拠条項	第11条
処分の概要	営業許可・登録取消、営業停止
法令の定め	<p>第11条 行商人、販売業者又は製造業者が次のいずれかに該当するときは、知事は、食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命じ、又は 営業の許可若しくは登録を取り消し、若しくは機関を定めて営業の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 第3条の規定又は第4条第3項若しくは第5条第3項の知事の定める条件に違反したとき。</p> <p>(2) 第4条第2項第1号若しくは第3号又は第5条第2項第1号若しくは第3号に該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 第7条第1項の規定に違反したとき。</p> <p>(4) 第9条の規定に違反したとき。</p>
処分基準	<p>法令に定める他、次の通知による。</p> <ul style="list-style-type: none">・食品衛生関係行政処分等事務取扱要領 昭和56年 8月29日 食品第855号 衛生部長通知・食品衛生関係行政処分等事務取扱要領の改正について 平成16年3月31日 食品第10576号 保健福祉部長通知
処分担当課	各総合振興局(振興局) 保健環境部保健行政室(地域保健室) 生活衛生課
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課食品安全グループ (電話番号: 011-204-5261)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm